

調布市2019－2020プロジェクト全体会議設置要綱

平成30年8月21日要綱第99号

第1 設置

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会及びラグビーワールドカップ2019（以下「オリンピック等」という。）と、世界最大級のスポーツイベントが、2年連続で市内で開催されることから、この好機を逃すことなく最大限に活用し、市、市議会、市内関係機関等が一丸となり、「オール調布」の視点に立った取組が進められるよう、大会関連情報等を共有し、大会準備及び多くのゲストを迎えるおもてなしの充実につなげることで、有形・無形のレガシーを創出し、調布のまちの更なる発展・魅力向上を図るため、調布市2019－2020プロジェクト全体会議（以下「会議」という。）を置く。

第2 所掌事項

会議は、次の各号に掲げる事項について所掌する。

- (1) オリンピック等に関連する関係者間の情報共有及び連絡調整に関すること。
- (2) オリンピック等の開催を契機とした地域の取組の促進に関すること。
- (3) オリンピック等の大会機運の醸成に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

第3 構成

会議は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 市長
- (2) 副市長
- (3) 教育長
- (4) 部長（調布市組織規則（昭和46年調布市規則第35号）第10条第2項の担当部長及び参事（市長が指定する行政経営部参事に限る。）、会計管理者並びに教育部長を含む。）
- (5) 調布市議会議員のうちから、市長が依頼した者
- (6) 衆議院議員（次に掲げる者に限る。）のうちから、市長が依頼した者
 - ア 東京都第22区選出の者
 - イ 東京都第22区で立候補し選挙の結果、比例代表東京ブロックで選出された者

ウ 東京都第22区で立候補せず，比例代表東京ブロックで選出された者（調布市に住所を有する者に限る。）

(7) 参議院議員（東京都選挙区又は比例代表で選出された者であって調布市に住所を有するものに限る。）のうちから，市長が依頼した者

(8) 都議会議員（東京都北多摩第3選挙区選出の者に限る。）のうちから，市長が依頼した者

(9) 市内に所在するスポーツ，文化・国際交流，産業・観光・交通，安全・安心，メディア・報道，まち・地域，社会福祉及び教育の各分野の関係団体の役職員等のうちから，市長が依頼した者

第4 会長及び副会長

会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は，市長をもって充てる。

3 会長は，会議を代表し，会務を総理する。

4 副会長は，生活文化スポーツ部を所掌する副市長をもって充てる。

5 副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるときは，その職務を代理する。

第5 会議の招集等

会議は，会長が招集する。

第6 庶務

会議の庶務は，生活文化スポーツ部オリンピック・パラリンピック担当において処理する。

第7 雑則

この要綱に定めるもののほか必要な事項は，別に定める。

附 則

この要綱は，平成30年8月21日から施行する。